

# 東成複合施設の維持管理に関する協定書

東成区役所（以下「甲」という）、教育委員会事務局（以下「乙」という）、交通局（以下「丙」とする）は、東成複合施設の円滑な維持管理を行うため、次のとおり協定を締結する。

## （対象施設）

第1条 この協定の施設は、次のとおりとする。

所在地：大阪市東成区大今里西3丁目

甲の施設：東成区民センター

乙の施設：東成図書館

丙の施設：交通局東成営業所・交通局今里技術事務所

甲・乙・丙の共用施設：建物内共用部分

## （専用部分及び共用部分の確定）

第2条 東成複合施設における甲、乙、丙（以下「甲等」という）の専用部分及び共用部分を「別図」の示すとおりとする。ただし、構造体及び甲等の施設を区分する壁、柱、床、はり（以下「躯体」という）は共用とするが、専用使用している部分に面する内装部分は、それぞれの管理とする。

## （専用部分の管理）

第3条 甲等は、それぞれの専用部分を良好な状態で維持し、改修・補修等で相方の施設に影響を及ぼす場合は、事前に甲等が協議のうえ実施する。

## （共用部分の管理）

第4条 甲等は、それぞれの事業が円滑に進められるよう、甲等の共同責任において共用部分の維持管理に努める。

2 共用部分に改修・補修等の必要が生じたときは、事前に甲等が協議のうえ実施する。

3 共用部分の甲等の過失における施設の損傷については、過失者が修繕・改修により原状回復に努める。

## （維持管理業務の内容）

第5条 第4条第1項に規定する維持管理業務については、甲等にて別途覚書を締結する。

## （経費の負担及び支払方法）

第6条 専用部分の維持管理経費については、甲等それぞれの負担とし、共用部分の維持管理経費及び支払方法については、甲等にて別途覚書を締結する。

( 緊急時の対応 )

第 7 条 天災、火災、人身事故等の緊急事態が発生したときには、管理区分にとらわれることなく、甲等が協力して、通報、誘導、情報連絡等に努める。

2 地震等大規模自然災害が発生した場合は、複合施設の各管理者は、甲に協力し人的・空間的支援等の災害対応を行う。

( 協定の変更 )

第 8 条 この協定の全部もしくは一部を変更しようとするときは、甲等が協議のうえこれを行う。

( 疑義の決定 )

第 9 条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲等が協議のうえこれを行う。

( 協定書の保管 )

第 10 条 この協定締結の証として、本書 3 通を作成し、甲等記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

平成 22 年 月 日

甲 東成区長 清野 善剛

乙 教育長 永井 哲郎

丙 交通局長 新谷 和英